

処分基準新旧対照表

旧	新
処分基準 <u>令和5年7月1日</u>作成	処分基準 <u>令和7年8月8日</u>作成
法令名：道路交通法	法令名：道路交通法
根拠条項：第90条第9項	根拠条項：第90条第9項
処分の概要：運転免許を受けることができない期間の指定	処分の概要：運転免許を受けることができない期間の指定
原権者（委任先）：福岡県公安委員会	原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法令の定め：道路交通法施行令第33条の4第1項及び第3項（免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準） 運転免許の効力の停止等の処分量定基準	法令の定め：道路交通法施行令第33条の4第1項及び第3項（免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準） 運転免許の効力の停止等の処分量定基準
処分基準：運転免許を受けることができない期間の指定については、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	処分基準：運転免許を受けることができない期間の指定については、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。
<u>問い合わせ先</u>：警察本部運転免許管理課（092-641-4141 内5323, 5324）	<u>問合せ先</u>：警察本部運転免許管理課（092-641-4141 内5323, 5324）
備考：	備考：

別紙

第1 運転免許の効力の停止等の処分量定基準

1 (略)

2 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定(3及び4に規定するものを除く。)

(1) 免許の効力の停止の基準(令第38条第5項第2号ロ又はハ)に該当する者

重大違反唆し等若しくは道路外致死傷又は危険性帯有により免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 危険性帯有(令第38条第5項第2号ハ)

次に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、それぞれの行為ごとに定める期間

(ア)～(ク) (略)

(ケ) 不正の手段で免許又は免許証を取得し、若しくは取得しようとしたとき、又はこれらの行為に関与したときは、60日以上の期間

(コ) (略)

(2) (略)

3 麻薬、覚醒剤等の使用等をした者等に対する免許の効力の停止の処分量定基準

次表の左欄に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、令第38条第5項第2号ハの規定による免許の効力の停止を行うこととし、その処分の基本量定の期間は、それぞれ右欄に掲げる期間とする。

(略)

別紙

第1 運転免許の効力の停止等の処分量定基準

1 (略)

2 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定(3及び4に規定するものを除く。)

(1) 免許の効力の停止の基準(令第38条第5項第2号ロ又はハ)に該当する者

重大違反唆し等若しくは道路外致死傷又は危険性帯有により免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 危険性帯有(令第38条第5項第2号ハ)

次に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、それぞれの行為ごとに定める期間

(ア)～(ク) (略)

(ケ) 不正の手段で免許、免許証又は免許情報記録個人番号カードを取得し、若しくは取得しようとしたとき、又はこれらの行為に関与したときは、60日以上の期間

(コ) (略)

(2) (略)

3 麻薬、覚醒剤等の使用等をした者等に対する免許の効力の停止の処分量定基準

次表の左欄に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、令第38条第5項第2号ハの規定による免許の効力の停止を行うこととし、その処分の基本量定の期間は、それぞれ右欄に掲げる期間とする。

(略)

(注) 上表における用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

1 麻薬とは、麻薬及び向精神薬取締法第2条に規定する麻薬をいう。

2 大麻とは、大麻取締法第1条に規定する大麻をいう。

3～4 (略)

5 麻薬、覚醒剤等の使用等とは、麻薬若しくは覚醒剤を自己に使用し、若しくは施用を受け、大麻若しくはあへんを吸食することをいう。

6 麻薬、覚醒剤等の譲渡し等とは、次に掲げる行為(未遂を含む。)をいう。

(1)～(2) (略)

(3) 大麻又はあへんを譲り渡すこと。

(4) (略)

4～6 (略)

第2～第3 (略)

(注) 上表における用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

1 麻薬とは、麻薬及び向精神薬取締法(以下「麻向法」という。)第2条第1号に規定する麻薬(別表第1に掲げる物及び大麻)をいう。

2 大麻とは、大麻草の栽培の規制に関する法律第2条第2項に規定する大麻をいう。

3～4 (略)

5 麻薬、覚醒剤等の使用等とは、麻薬若しくは覚醒剤を自己に使用し、若しくは施用を受け、あへんを吸食することをいう。

ただし、大麻草から製造された医薬品(テトラヒドロカンナビノール類を含有するもの)を麻向法の免許制度の下で適正に施用を受ける場合を除く。

6 麻薬、覚醒剤等の譲渡し等とは、次に掲げる行為(未遂を含む。)をいう。

(1)～(2) (略)

(3) あへんを譲り渡すこと。

(4) (略)

4～6 (略)

第2～第3 (略)